

# 秋の全国交通安全運動が始まります



一人ひとりが交通安全の意識を持ち、日常的に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に取り組むことで、市民の交通事故防止の徹底を図るため、次のとおり運動を実施します。

## 【実施期間】

9月21日(水)～30日(金)

※9月30日(金)は、交通事故死ゼロをめざす日です。

## 【運動の基本】

子どもと高齢者の交通事故防止

## 【運動の重点】

①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

- ・夕暮れ・夜間の外出時は、家族ぐるみで明るい色の服装や反射材の着用を実践しましょう。
- ・自動車のライトは上向きを基本とし、すれ違いの時などには下向きに、こまめに切り替えましょう。

②すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ・「車に乗れば、まずシートベルト・チャイルドシート」という着用習慣を身につけましょう。

③飲酒運転の根絶

- ・飲酒運転は、運転者だけでなく、車両提供者、酒類提供者、同乗者も処罰されます。絶対にやめましょう。

問い合わせ

生活環境課  
☎65-0686 ☎63-4582

④その他、市長において特に必要と認める方

- ・市民税が課税の方と生計を共にしていないこと。
- ・市民税が課税の方に扶養または援助を受けていないこと。
- （金銭的な援助だけでなく、住まい・食事の提供・公共料金の負担等あらゆる経済的な面において扶養・援助を受けていないこと）
- ・世帯員全員の預貯金等の合計額が100万円以下であること。
- ・世帯員全員の資産等を活用してもなお生活が困窮していること。
- ・介護保険料の滞納がないこと。または、分納誓約等を履行していること。

もし介護が必要になっても、介護サービスを利用することで、自立した生活を送ることが出来ます。しかし、要介護認定が適正でなかったり、必要以上のサービスを利用したりすれば、自立した生活とは反対の結果をまねき、介護保険料や利用料も増加してしまいます。

不適切なサービスの利用をなくし、本当に必要なサービスを選ぶことが、

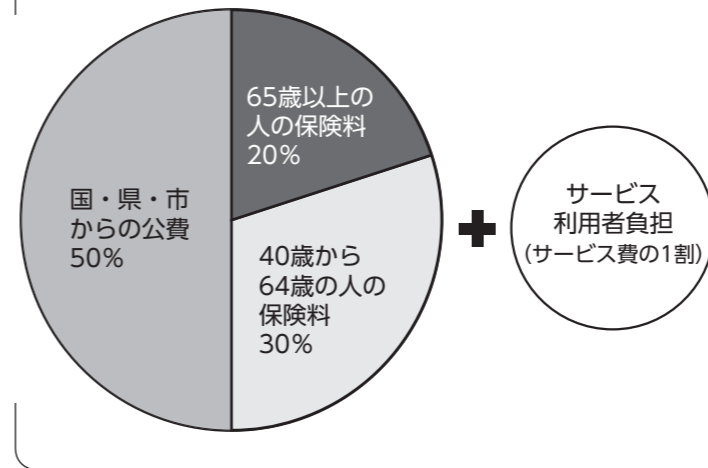
介護サービスを利用する上で、自立した生活を送ることが出来ます。しかし、要介護認定が適正でなかったり、必要以上のサービスを利用したりすれば、自立した生活とは反対の結果をまねき、介護保険料や利用料も増加してしまいます。

介護サービスを利用されている皆さんには、利用した介護サービスの内容を確認し、見直していただくために「介護給付費通知」を年に2回お送りします。この通知をご活用いただき、適正なサービス利用にご協力ください。

問い合わせ

長寿福祉課 介護保険係  
☎65・0698  
☎63・4085

介護保険料は大切な財源です



サービス利用者負担 (サービス費の1割)

## 介護保険料の減免

介護保険料の納付がどうしても困難な場合で、一定の要件に該当する場合、介護保険料が減免されます。

- ① 不慮の災害等により生活の基盤となる資産に甚大な損害を被った方
- ② 事業の休廃業、失業、疾病・負傷等より収入が減少し、生活が著しく困難になった方
- ③ 恒常的に生活が困窮していると明らかに認められる場合で、次の要件をすべて満たす方

(要件)

- ・賦課期日現在の世帯員全員の市民税が非課税であること(介護保険料段階が1〜3段階の方。ただし生活保護受給者でない方)
- ・賦課期日現在の世帯員全員の前年収入金額の合計額が100万円以下であること。ただし世帯員が複数いる場合は世帯員の人数から1を減じた数に40万円を乗じた額を加算した額以下であること。
- （前年収入金額には非課税年金や仕送り、各種手当等も含む。また営業所得、農業所得、事業所得及び不動産所得における収入については、所得を収入に読み替える。）

# 介護保険はみんなのための支え合いの制度です

## 正しく理解し、正しい利用をお願いします

介護保険制度は40歳以上の皆さんが加入者となり、介護が必要となったときに必要な介護サービスが利用できるしくみです。介護サービスが利用できるしくみです。介護保険制度は、皆さんに納めていただく介護保険料と、公費によってまかなわれています。そのため、皆さんに納めていただく介護保険料が、介護保険を運営するための大切な財源となっています。介護保険料の滞納が増えると、介護保険制度の健全な運営に支障をきたすこととなります。また、介護保険料を滞納していると介護サービスを利用する際に給付が制限される場合があります。必要なときに必要な介護サービスが利用できるように、介護保険料は必ず納めましょう。なお、保険料の納付が困難な場合は、長寿福祉課まで早めにご相談ください。



## 甲賀市暴力団排除条例(案)についてご意見を募集します

- 意見募集の期間 9月28日(水)～10月11日(火)
- 案の公表 甲賀市ホームページ  
生活環境課及び各地域市民センター(旧4支所)窓口での閲覧
- 意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学の方
- 意見の提出方法 住所、氏名、電話番号を記入し、直接提出いただくか郵便(10月11日必着)、FAX、Eメール等で提出してください。

※その他詳しくは甲賀市ホームページ「パブリック・コメントの手続きについて」をご覧ください。

問い合わせ

生活環境課  
☎65-0686 ☎63-4582  
✉koka244000@city.koka.lg.jp

## 9月24日～30日は「結核予防週間」です

65歳以上の方は、年に1回結核検診を受診し、早期発見に努めましょう。詳細は検診カレンダーをご覧ください。

### ■セキエチケットについて■

咳が出るときは、マスク・ハンカチなどで口と鼻をおおきましょう。

問い合わせ

健康推進課 健康増進係  
☎65-0703 ☎63-4591

## 甲賀市ホームページ リニューアルに伴いアドレスが変わります

平成23年10月1日から  
▷現アドレス <http://www.city.koka.shiga.jp/>  
▶新アドレス <http://www.city.koka.lg.jp/>  
(10月1日以降に新しいページにアクセス可能となります。)

皆様のお役にたてるホームページを目指してリニューアル作業中です。どうぞご期待ください。

予告